



広報

金武

No.499

平成22年(2010年)

7月号

人口のうごき

総人口	11,207人(6)
男	5,511人(6)
女	5,696人(0)
世帯数	4,877戸
(各区分人口)平成22年5月末日現在	
金武	4,822人(-3) 転入 36人
並里	2,707人(8) 転出 36人
中川	908人(1) 出生 13人
伊芸	970人(0) 死亡 7人
屋嘉	1,800人(0) 結婚 8件
	離婚 1件
()内は増減を表す	

梅雨明け、夏本番！

町や地域づくりのために

アイデアを考えてみませんか?



～金武町ふるさと創生事業～

金武町ふるさと創生事業運営委員会では、町や地域のためになるアイデアを募集しています。平成二十年度からは、地域で行う事業に対しても活用できるよう、交付要綱を拡大しました。ここでは、これまでに町や地域を活性化するために行われた主な事業を紹介します。

■地域づくり事業

●金武町田んぼフェスタ

～雄飛シリーズ～
ネットワーク～

金武町の特徴ある水田地域を活かした催しを行い、町の活性化を図るために開催されたイベ



▶ゴールデンウィークに開催された田んぼフェスタ

●地域緑化活動

～金武2区22班・23班～

自分たちの住んでいる地域を花と緑の絶えない地域にしたいとの思いで、町民が自ら緑化活動に取り組んだ事業です。班長さんの呼びかけにより一人ひとりの住民が協力し、桜やイッペーなどを植樹しました。将来は、花が咲くころコンサートなどのイベントを予定しているそうです。



ントです。カヌー体験や田んぼでの綱引きなど福花原ならではのプログラムを取り入れ、二年目を迎えた今年は県内外から約一五〇〇名の集客に成功しています。



▲緑花作業に取り組む住民の皆さん(金武2区23班)



▲植樹された桜の木々(金武2区22班)

●金武町オリジナル

文様器づくり

～まさひろ工房～



▲クバや町章などがデザインされ制作された陶器

町の新しい特産品として普及させたいという思いから、伊芸区に工房を構えるまさひろ工房さんがクバや町章の文様が入った陶器を制作した事業です。年間二期に渡って皿や急須、湯飲みなどを制作し、特産品振興会などに寄贈しました。



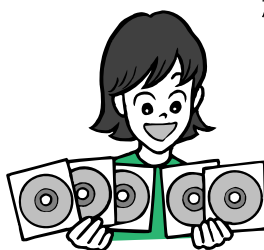
このように、町の活性化や新たな特産品の開発、歴史の掘り起こしなど様々な事業に活用されており、その一部を紹介しました。金武町ふるさと創生事業運営委員会では、町民が主体となって町のためになる事業やアイデアを募集しています。実施したい事業に関する相談やアイデアがありましたら、気軽に事務局へ相談して下さい。詳しくは次のページをご覧ください。

●「金武町の昔歌」

CD制作事業

～金武町文化協会～

金武町に古くから伝わる昔歌のCDを制作し、現在及び未来に向けて継承しようと金武町文化協会が行った事業です。同協会は、昔からのテープを掘り起こして一年がかりでこのCDを制作しました。



▲金武町の昔歌が収録されたCD

平成22年度 金武町ふるさと創生事業募集のお知らせ

金武町ふるさと創生事業は、町民が自ら主体的に地域のあり方を考え、地域社会の活性化と人づくりを図ることを目的に設立されたものです。当事業は、申請した皆さんが自ら計画し実施する事業に対して助成されます。
申請された事業については、ふるさと創生事業運営委員会で審査・決定され、申請者へ通知されます。

金武町ふるさと創生事業助成割合表

対 象 事 業			助 成 割 合	指 導 課	実施対象地域
1 人材育成・交流事業	(1)研修事業	①人材育成に係る研修に関すること。	事業費の75%以内 (1件あたりの限度額250万円)	教育委員会	町 外
		②人材育成のための講習会等の開催に関すること。	事業費の75%以内 (1件あたりの限度額100万円)	教育委員会	町 内
		③海外留学に関すること。	1人あたり月額3万円	教育委員会	国 外
	(2)交流事業	文化的・人的交流に関すること。	事業費の75%以内 (1件あたりの限度額500万円)	教育委員会	町 外
2 地域づくり事業	(1)地域づくり事業	町内で行われるイベント等の地域活性化に関すること。	事業費の75%以内 (1件あたりの限度額100万円)	産業振興課 教育委員会	町 内
	(2)地域の環境美化	地域の環境美化・景観保全に関すること。	事業費の75%以内 (1件あたりの限度額100万円)	産業振興課	
	(3)地域の特産品開発	地域の特産品の研究・開発等の産業振興に関すること。	事業費の75%以内 (1件あたりの限度額100万円)	産業振興課	
	(4)地域の保健・福祉	地域の福祉活動支援及び健康増進に関すること。	事業費の75%以内 (1件あたりの限度額100万円)	保健福祉課	
	(5)地域の歴史・文化	地域の歴史や文化等の研究・継承・発展に関すること。	事業費の75%以内 (1件あたりの限度額100万円)	教育委員会	
その他本会が認める事業		その他、人材育成・交流、地域づくりに係る事業で本会が認める事業。	事業内容によりその都度定める金額		

過去にふるさと創生事業で実施した事業は、下表のとおりです。

個人・団体	事 業 名 称	助 成 割 合
雄飛ツーリズムネットワーク	第1回金武町田んぼフェスタの開催	事業費の75%以内
金武2区22班・23班	地域の緑化活動及び植栽事業	事業費の75%以内
町内に住所を有する町民	金武町オリジナル文様器づくり	事業費の75%以内
高校生・大学生等	海外への高校・大学等への留学(アメリカ、カナダ、フランス等)	月 額 3 万 円

事業をお考えの方へ：上記助成割合表に該当する事業をお考えの方は、事業の内容や目的を明確にしたうえで、事務局（町役場企画課）あるいは指導課へお気軽に相談して下さい。（時期は問いません。）

申 込 方 法：事業内容の説明や目的等を町役場企画課あるいは指導課へ相談の後、事務局から申請書類を受け取り、必要書類を添付のうえ事務局（町役場企画課）まで提出して下さい。

申 込 期 間：平成22年7月1日（木）～平成22年7月30日（金）まで【土・日・祝祭日除く】（平成22年10月以降に実施される事業）

※申込期間内に書類提出できない事業については、受付けませんのでご了承ください。

次 回 募 集 予 定：平成22年11月1日～平成22年11月30日（平成23年4月以降に実施される事業）

お問い合わせ

金武町ふるさと創生事業運営委員会事務局（金武町役場企画課内）

NTT 968-6262

有線 8-6262

Mail:kikaku@town.kin.okinawa.jp

金武町特産品加工施設 運営主体基本合意書調印式

六月一日、町役場三階中会議室において、金武町（儀武剛 町長）、株式会社レキオファーム（西村雅睦 代表取締役）、金武町特産品振興会（安富勝 理事長）の三者は、「金武町特産品加工施設運営主体基本合意書」の調印式を行いました。

これは、同施設の運営を行う会社立ち上げに係る、会社名、出資比率、役員、運営主体の条件等の基本的事項について、合意を行ったものです。また、調印者は、同施設

設運営を行う会社（株式会社金武町特産品加工センター）への出資を行うものとなっており、それぞれの役割として、町は公益性、企業は技術力と採算性、町特産品振興会は、生産者や加工者の参画を担い、町の産業振興等に寄与するものとなっています。

調印式において、儀武町長は、「本施設は、町特産品の田芋をはじめとする特産品の高付加価値化を図り、農家所得及び作業効率の向上に寄与するとともに生産量の拡大、地域産業の活性化と雇用の創出等を目的に整備を行ってまいりました。今後は、所期の目的を達成するため、同社の力強いリーダーシップのもとに生産者や関係者の牽引役をしていただくものと期待しております。」とあいさつを行いました。

同施設は、合意書の調印を受けて、六月二十五日に新会社の「株式会社金武町特産品加工センター」が設立登記されました。

同施設の整備は、町が電源立地地域対策交付金や地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して行い、運営は前述の三者で出資する「株式会社金武町特産品加工センター」で行うものとなっています。

主な加工ラインは、田芋煮炊き、田芋加工、カット野菜、搾樹ラインとなっています。

なお、加工施設の詳細は、次号以降で紹介いたします。



すこやかライフサポートサービス通信

vol.2

すこやかライフサポートサービス (SLS) は
使っていると生活の見直しポイントが分かる新しい健康管理のシステムです。

今回ご紹介するのは…



体動計
たい どう けい

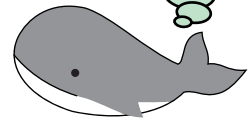
体動計の中で分かること

- ◇歩数
- ◇歩数に対する消費カロリー
- ◆運動強度
- ◇総消費カロリー
- ◇時間



落下防止
ストラップ付き

自分の運動の
強さを知りたい方
にお勧め!!



運動強度について

運動時間が同じでも、その強さ(強度)によって消費するカロリーが違います。(9段階→METs(メッツ)と言う単位で表します)

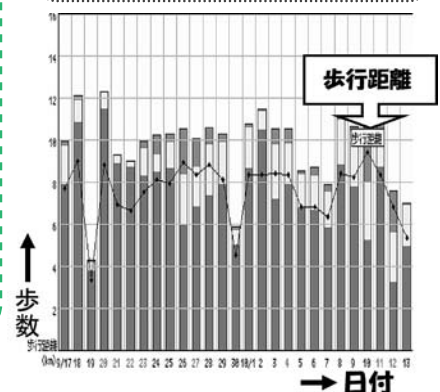
- ・低強度…日常生活をごく普通に送っているときの強度《1～4(3)段階まで》(緑で表示)
脂肪燃焼にはあまり効果がありません
- ・中強度…意識的にウォーキングをしたり、早歩きをしたり健康づくりに適している強度。
《5(4)～7(6)段階》(黄色で表示)
体への負担が少なく、脂肪燃焼が期待できます
- ・高強度…走ったり、飛んだりするような激しい運動をした時の強度《8(7)～9段階》(赤で表示)
脂肪燃焼はできますが、この強度の運動は身体への負担が大きいです(心臓や膝・腰など)



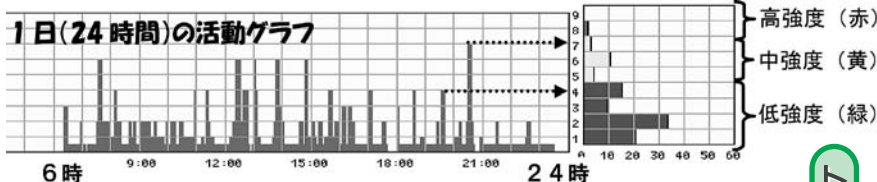
「朝つけて夜外す」…これだけです。

※時間や身長・体重・年齢などを設定したら、あとはボタンを押したりする必要はありません。

効果的な脂肪燃焼は、中強度の運動を多く取り入れることが大切!



1日(24時間)の活動グラフ



※これらのグラフは、データをパソコンに送信した時に見ることができます。

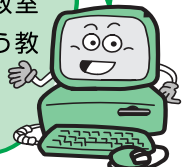
8月の説明会日程

- | | |
|----------|---------------------|
| 7/26～28 | 並里区健診会場にて |
| 8/9～8/11 | 金武区健診会場にて |
| | 保健福祉センター 8:00～13:00 |
| 8/2 | 屋嘉区公民館 |
| 8/3 | 伊芸区公民館 |
| 8/4 | 金武区公会堂 |
| 8/5 | 並里区公民館 |
| 8/6 | 中川区公民館 |
- 各公民館とも
15:00～16:00



トビックス

5月から始まった、高齢者対象の介護予防教室「ちゃ～がんじゅう教室」でも体動計を活用しています。



お申し込み
お問い合わせ先

金武町役場保健福祉課
すこやかライフサポートサービス事務局
(金武町総合保健福祉センター内)
098-983-2333

金武黄金流が「YOSAKOIソーラン祭り」に参加



北の大地で勇壮な舞



六月九日から六月十三日まで北海道札幌市で行われた「YOSAKOIソーラン祭り」に、金武黄金流（松堂洋子代表）が沖縄県から初めて参加し、北の大地で勇壮な舞を披露しました。

金武黄金流は、松堂洋子琉舞道場と北海道石狩市との文化交流をきっかけに、よさこいソーランを沖縄県でも広めようと平成二十一年に結成された団体で、今回は、金武町ふるさと創生事業を活用して「YOSAKOIソーラン祭り」に初参加し、全国各地から集まった団体に混じり、躍動感溢れる演舞で観客を魅了しました。

なお、金武黄金流は金武町まつりでも演舞予定となっております。

屋嘉区の豊年豊作及び畑の害虫やネズミ等の害を払う厄除けとして、5月28日、屋嘉区でアブシバレーが行われ、伊藝菊博区長をはじめ、区民や嘉芸小学校の児童らが多数参加しました。

海岸で行われた儀式では、仲間イソ子さんが害虫と供物を舟型のものに乗せ、祈りを捧げた後、区事務所職員によって海に流され、今年の豊穡を祈願しました。



屋嘉区でアブシバレー



▲祈りを捧げるノロ役の仲間さん

思春期だっこ体験



▲かわいい仕草に自然と笑顔

6月15日、町総合保健福祉センターで、金武中学校二年生を対象に、思春期だっこ体験が催されました。同体験は、平成22年度思春期保健体験学習の一環として行われたもので、乳児やその保護者とのふれあい体験を通じて健康な母性、父性の確立、生命や性の尊さを学ぶことを目的に開催されています。

体験の中で生徒たちは、母親から離れると泣き出す赤ちゃんに戸惑いながらも、時折見せる赤ちゃんのかわいい仕草に笑顔を見せて大事に抱いていました。また、保護者へのインタビューも行われ、生徒それぞれが命の大切さ、家族との関係、思春期の性について学んでいました。

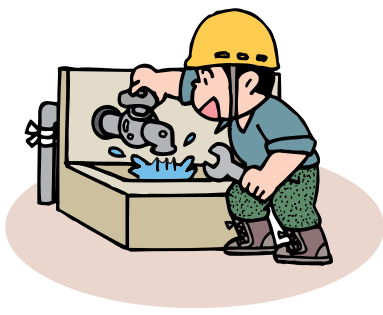
「水道週間」訪問ボランティア

カネタケ電水工業 國場電工
 栄建設工業 大豊建設
 仲間組 仲間水道工事社
 仲正組 並里水道工事社
 丸仲水道工事社 丸政工務店
 宮里電水工業

「水道に 寄せる信頼 飲む安心」をスローガンに、六月一日から六月七日まで、全国一斉に実施される第五十二回「水道週間」に合わせて、本町では平成二十二年度「水道週間」訪問ボランティア事業が行われました。

同事業には、町内給水工事指定店組合の十一業者が参加し、高齢者十三世帯を対象に、水道設備の安全点検と不良箇所をボランティアで補修・点検しました。

今回参加した業者は次のとおりです。



介護保険料減免についてのお知らせ

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】

下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ②生計の主な収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③生計の主な収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④生計の主な収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤その他、広域連合長が必要と認める者。（生活保護基準に該当する場合）

【介護保険料の減額免除割合】

※保険料の減額は承認された後、変更されます。

- ①に該当する場合
 - ・前年の所得額と損害の程度により、全額から8分の1を減額。
- ②又は③に該当する場合
 - ・前年の所得額と所得の減少割合により、2分の1から8分の1を減額。
- ④に該当する場合
 - ・前年の所得額と農水産物の損失額（補償額は除く）により、10分の5から10分の9を減額。
- ⑤に該当する場合
 - ・保険料の半額。又は第1段階保険料との差額を減額。

【申請に必要なもの】

○持参していただくもの

- ①に該当する場合
 - ・消防署・警察署・保険会社からの罹災証明書等
- ②に該当する場合
 - ・医師の診断書

③に該当する場合

- ・休廃止していることを証明するにたりる書類、失業保険受給証明書

④に該当する場合

- ・不作・不漁等については、これを証明するにたりる書類

⑤に該当する場合

- ・印鑑（認印可）
- ・年金支給通知書等（年金額が確認できるもの）
- ・被保険者の世帯全員の預金、貯金通帳
- ・有価証券
- ・身体障害者手帳
- ・加入している健康保険証
- ・ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの
- ・資産評価証明書（資産がない場合は無資産証明書。市町村役場にて発行しています。）

※提出された書類に不足、不備がある場合、又は、偽りの申請その他不正な行為があった場合には保険料の減免を受けることはできません。

【申請書類提出先】

- ・お住まいの市町村の介護保険担当課へ申請を行ってください。

【問い合わせ先】

- 沖縄県介護保険広域連合
〒904-0197
沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2
TEL **098-921-7802**（会計課 賦課徴収担当）
- 金武町役場 住民生活課 保険・年金係
TEL **098-968-3557**

介護保険料納付のお願い

65歳以上のみなさん、7月から平成22年度介護保険料普通徴収の納付が始まります

保険料の納めかたは、年金から天引き（特別徴収）される場合と、納付書による納付（普通徴収）の2つにわかれます。いずれの納めかたになるかは、老齢・退職（基礎）年金等の受給額などで決まります。

特別徴収の方は、すでに仮徴収（4月・6月・8月の年金から天引き）されています。

○**特別徴収** = 年金から天引きされます。

【対象者】

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方

【納めかた】

偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます

○**普通徴収** = 納付書で個別に納めます。

【対象者】

年度の途中で65歳になった方
年度の途中で他の市町村から転入した方
年度の初め（4月1日）には年金を受給していなかった方
年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方
老齢福祉年金受給者

【納めかた】

納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで収めていただくか、口座振替によって納めていただきます。納期は7月（第1期）～翌年3月（第9期）となります。

※**口座振替をご利用すると便利です！**

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。

取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。（口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。）

介護保険料を滞納すると（給付制限について）

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わなければいけなくなったり、負担割合が三割になったりするなどのペナルティーが課せられる場合がありますので、納め忘れのないよう、よろしくお願い致します。

【問い合わせ先】

- 金武町役場 住民生活課 保険・年金係
TEL **098-968-3557**

長寿医療(後期高齢者医療)制度

被保険者の皆様へ

平成22年8月から 被保険者証が切り替わります
(有効期限が平成23年7月31日となります)

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成22年7月31日

被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8

住所 うるま市石川石崎1-1

被保険者 氏名 後期 太郎 男

生年月日 大正 2年 3月 4日

資格取得年月日 平成20年 4月 1日

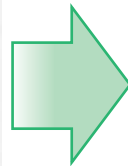
発効期日 平成20年 4月 1日

交付年月日 平成20年 4月 1日

一部負担金の割合 1割

被保険者番号並びに保険者の名称及び印 3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 広域連合印

チェック!



後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成23年7月31日

被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8

住所 うるま市石川石崎1-1

被保険者 氏名 後期 太郎 男

生年月日 大正 2年 3月 4日

資格取得年月日 平成20年 4月 1日

発効期日 平成20年 4月 1日

交付年月日 平成22年 8月

一部負担金の割合 1割

被保険者番号並びに保険者の名称及び印 3 9 4 7 2 1 3 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 広域連合印

チェック!

チェック!

チェック!

新しい被保険者証は、7月下旬までに、お住まいの市町村役所(場)から郵送又は窓口等で交付します。

8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を見せてください。

被保険者証が届いたら、**住所・氏名・一部負担金の割合**を確認してください。

***** お問合せはお住まいの市町村役所(場)の担当窓口へ *****

金武町役場 住民生活課 保険・年金係 後期高齢者医療担当
TEL 098-968-3557 (有) 8-3557

長寿医療(後期高齢者医療)制度

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を!

■限度額適用・標準負担額減額認定証とは

長寿医療(後期高齢者医療)制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

■入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額(入院時の1食当たりの食事代)	
区分(低所得)Ⅰ	15,000円	100円	
区分(低所得)Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に90日を超える入院 ※	160円
一般	44,400円	260円	

※「限度額適用・標準負担額減額認定証区分(低所得)Ⅱ」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象になります。

■該当する方

- 低所得Ⅰ** 世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方
- 低所得Ⅱ** 世帯員全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰに該当する方を除く)

■手続き方法

申請した月の初日から適用となります。該当すると思われる方は、住民生活課保険・年金係で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

■すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要となります。

■申請に必要な物

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証(すでにお持ちの方)等



■問い合わせ・申請先

金武町役場 住民生活課
保険・年金係 後期高齢者医療担当
TEL 098-968-3557
(有) 8-3557



* 日本脳炎予防接種のお知らせ *

平成22年度に3歳になるお子さんを対象に

日本脳炎予防接種(1期)の積極的な勧奨が再開

日本脳炎第1期定期予防接種は、平成17年5月30日以降、接種の積極的な勧奨の差し控えが行われておりましたが、新日本脳炎ワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)について、安全性や供給実績等を踏まえ、国において積極的な勧奨を行う段階に至ったものと判断されたことから、平成22年度4月1日付け、厚生労働省から3歳児を対象に日本脳炎予防接種第1期の積極的な勧奨を行うよう各市長村に勧告に勧告がありました。3歳になったら、日本脳炎を予防するため予防接種を受けるようにしましょう。

第1期予防接種について

対象のお子さんには、予診票と日本脳炎についてのチラシを個別通知します。

○接種対象年齢 6ヶ月～7歳6ヶ月未満(標準的接種期間:3歳～4歳 追加:4歳～5歳)

※平成22年度は3歳児が積極的な勧奨の対象となっています

○接種回数 初回接種:6～28日間隔で2回接種

追加接種:初回接種終了後、概ね1年おいて接種

※4歳～7歳6ヶ月未満の児も希望者は接種できます。接種希望者は保健福祉センターまで予診票を取りに来ていただきます。



第2期予防接種について(現在接種一時中断)

○接種対象年齢 9歳～13歳未満

※第2期(9～13歳未満)については、厚生労働省の勧告により、新日本脳炎ワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)の使用については、現時点で有効性及び安全性が確立していないことから使用できません。実施時期については、現在、国において協議中ですので確定次第お知らせいたします。

○接種回数 1回

予防接種を受けるときは個人で医療機関に予約を行い、予診票と母子健康手帳を忘れずに持参し受けるようにしましょう。

●お問合わせ

金武町総合保健福祉センター
NTT 968-5932
有線 8-5932

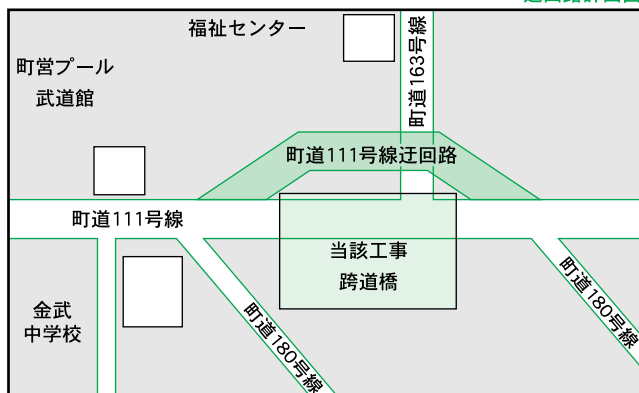


●日本脳炎に関する詳細情報は

○厚生労働省のホームページ「日本脳炎ワクチン接種に係るQ & A」
○国立感染症研究所感染情報センターのホームページ「日本脳炎」
でご覧下さい。

金武バイパス2号跨道橋工事についてのお知らせ

迂回路計画図



当該工事は、金武中学校前、町道111号と金武バイパス交差点部における跨道橋工事であり、施工時期は6月下旬より町道111号線迂回路の施工から始まり跨道橋の施工に移ります。

つきましては、付近住民の皆様には工事施工期間中(6月下旬～12月15日)、迷惑がないように対策を行います。万が一、交通規制、騒音、及び粉塵等で何かと迷惑をかけることがありましたら、対応いたしますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

工事について
のお問合わせ

発注者 沖縄総合事務局 北部国道事務所
TEL: 0980-52-4350

請負者 (株)丸石建設 金武BP2号跨道橋現場事務所
TEL: 098-968-5992

平成22年国勢調査



今年国勢調査の年です！

平成22年10月1日に実施します

- 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
外国人の方も対象となります。
- 平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 9月の下旬から、調査員が世帯を訪問して調査票を配布します。
- 10月の月上旬頃に記入していただいた調査票は、封筒に入れて封をして調査員に渡していただくか、または郵送による提出もできますので、担当区の調査員とご相談ください。

※調査内容は、統計法に基づき厳重に保護されますので、安心して調査にご協力ください。

* 問 合 わ せ 先 *

金武町役場 企画課 統計係

TEL 098-968-6262 有線 8-6262

さとうきび生産者の皆様へ

さとうきび夏植苗の申込受付を行います。

◆次のとおり、さとうきび夏植苗の申込を行います。

①申込期間 **平成22年7月1日(木)～**

平成22年7月23日(金)

②申込方法 各申込窓口にて申込みを行ってください。
あらかじめ、植付面積及び圃場の原名の確認をお願いします。

●金武区・並里区・中川区のさとうきび生産者

申込窓口：JA金武共同集出荷場

連絡先：(098) 968-3670

●伊芸区・屋嘉区のさとうきび生産者

申込窓口：JA金武伊芸出張所

連絡先：(098) 968-2447

★植付等の基幹作業を委託される方は、各申込窓口で申請用紙へのご記入をお願いします。

◆ お問い合わせ先 ◆

金武町役場産業振興課 TEL (098) 968-2645

J A金武共同集出荷場 TEL (098) 968-3670

平成22年 夏の交通安全県民運動

金武町交通安全推進協議会では、「平成22年夏の交通安全県民運動」を下記の期間、実施いたします。

実施期間：**7月12日(月)～7月21日(水)**

●スローガン

「こないだろう」それがあぶない「きてるかも」

運動重点

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 二輪車の交通事故防止
- 4 沖縄自動車道の無料化社会実験に伴う交通事故防止

●毎月1日は「交通安全県民の日」

「飲酒運転の根絶運動の日」

●毎月20日は「県民交通事故0の日」

金武町交通安全推進協議会

無料法律相談のご案内

町では町民を対象に下記のとおり無料法律相談を行います

1. 日 時 平成22年8月17日(火)
午後2時～午後4時30分
2. 場 所 金武町役場 (3階中会議室)
3. 申 込 方 法 ①役場 総務課 (2階) または、お電話にて申込みを受け付けます。
②申込受付期間
平成22年8月9日(月)～
平成22年8月16日(月)
午前8時30分～午後5時15分
※なお、**先着8名**に達し次第申込受けを終了します。
4. 相 談 員 中野 清光 (町顧問弁護士)
5. 相談内容等 土地、家屋、相続、サラ金などの金融貸借等、法律全般。
但し、弁護士に依頼済みのものや係争中の事案の相談には応じられません。
6. 注 意 事 項 1人当たりの相談時間は、**20分以内**です。
あらかじめ相談内容の要点をまとめ、関係書類がある場合は、持参してください。

■今年度の今後の開催予定：10月、12月、翌年2月

なお、開催日時等については、有線放送、町広報紙、町ホームページ等でお知らせ致します。

問い合わせ：金武町役場 総務課

有線 8-2111 NTT 968-2111

金武町戦没者追悼式



▶ 焼香を捧げる参列者

不戦の誓い新たに・・・



◀ 戦没者に黙とう・・・

六月三日、芳魂の塔で、平成二十二年金武町戦没者追悼式が行われ、遺族や町関係者らが多数参列し、戦没者に祈りを捧げました。

式典では参列者全員で黙祷を捧げたあと、儀武町長による式

辞、仲里町議会議長、仲田町遺族会会長による追悼の言葉が述べられました。町内各小中学校代表による平和の誓いでは、嘉芸小学校六年の佐久田来樹くんが「お年寄りから戦争の話を聞いて、当たり前の生活は平和だ

からできることを知った。学んだことを大事にして戦争のない世の中にしていきたい」と誓いを述べました。

式典の最後には参列者全員で焼香を行い、戦没者の御霊を慰めました。

編集後記

梅雨も明けて一気に夏本番へ突入かと思わせる今日この頃ですが、皆様がいかにお過ごしでしょうか。

しかし今年の梅雨はよく降りましたね。空梅雨も問題ですが、災害に発展するまでの豪雨・長雨は大問題でございます。さて、皆様のお宅では防災対策はとられていますか？災害はいつ発生するか予想が難しいので、自分や家族の生命を守るため、各々が普段から対策をとっておくことが大切です。最近では地震が少ない沖縄でも地震が発生し、また、チリ大地震による津波も到達しました。大雨による災害も県内各地で発生しています。「自分は大丈夫」などと思わずに災害時を想定して準備しておくことが、いざという時に自分を守ることとなります。沖縄ではこれから台風シーズンとなりますが、停電等も予想されますので、しっかりと備えましょう。

もし私がスゴい人なら、台風を揉み消しますが、それは無理なのでスイマセン。

お詫びと訂正

広報金武号外「職員名簿」に誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。

二ページ一行目

誤 平成二十一年四月一日
正 平成二十二年四月一日